

関係各位

横 浜 税 関

横浜税関山下埠頭出張所廃止に伴う担保の取扱いについて

平素より税関行政に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜税関山下埠頭出張所は本年 7 月 1 日（火）をもって廃止することとし、同日からは、同所在地にて本牧埠頭出張所通関第 8 部門（以下「本牧通関 8 部門」という。）として引き続き業務を行うこととしております。

これに伴い、関税並びに消費税及び地方消費税等の納期限延長、輸入許可前引取等の担保として提供されている担保物（保証書・法令保証証券等）の取扱いにつきましては、以下のとおりとなりますのでご案内申し上げます。

1. 現在提供されている担保の取扱いについて

(1) あて先が「山下埠頭出張所長」のみとなっている担保（官署別担保）

本年 6 月 30 日までに輸入許可・承認となる申告に使用できますが、7 月 1 日以降は、使用できませんのでご注意願います。該当する担保を提供されている輸入者又は通関業者の方には、別途ご連絡いたします。

(2) あて先が「本牧埠頭出張所長」のみとなっている担保（官署別担保）

該当する担保を提供されている輸入者又は通関業者の皆様には、現在、本牧埠頭出張所収納課において、本牧通関 8 部門においても使用できる「新たな担保番号」を発行し、書面にて 6 月中にお知らせいたします。

本年 7 月以降に本牧通関 8 部門において輸入許可・承認となる申告については、「新たな担保番号」により申告を行う必要がありますのでご注意願います。

(3) それ以外の担保（一括担保）

担保のあて先が「全国の税関官署の長」（包括記載）となっている担保及び「本牧埠頭出張所長と他の官署の長名」が連名で記載されている担保は、本年 7 月 1 日以降も引き続き当該担保のあて先官署においてご使用いただけます。

※「山下埠頭出張所長と他の官署の長名」が連名で記載され、「本牧埠頭出張所長」が記載されていない場合は、上記（1）の取扱いと同様に担保の切り替え、又は官署の追加が必要となりますのでご注意ください。

2. 本年 7 月 1 日以降の担保の取扱いについて

7 月 1 日以降は本牧埠頭出張所収納課で全ての担保に関する手続きを行います。

現在山下埠頭出張所に提供されている担保で、本年 6 月末日までに担保の解除がなされなかった担保につきましては、7 月 1 日をもって横浜税関本牧埠頭出張所に移管されます。

従いまして、7 月 1 日以降の当該担保にかかる積み増し、官署追加、解除等の手続きは、本牧埠頭出張所収納課で行って頂きますようお願いいたします。

3. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

横浜税関業務部収納課収納係	Tel : 045-212-6140
横浜税関本牧埠頭出張所収納課収納係	Tel : 045-625-5040
横浜税関山下埠頭出張所通関第 1 部門	Tel : 045-201-2540